



ぜんぶのいのちと、ワクワクする未来へ。
Towards a brighter future for all

開催期間 **2025年4月13日(日) - 10月13日(月)** 開催場所 **大阪 夢洲(ゆめしま)**
Period **Sunday, 13 April to Monday, 13 October 2025** Venue **Yumeshima Island, Osaka City**

メッセージ付きロゴマーク 使用申請

◎よくある質問

(使い方)

Q.メッセージ付きロゴマークはどこに使っても良いのですか？

A.ガイドラインの記載に則ってご使用いただけますので、ガイドラインに記載のご使用方法、使用が認められる、使用が禁止される具体例などをご参照ください。

Q.メッセージ付きロゴマークは無料で使えるのですか？

A.使用申請サイトより必要事項をご登録いただき申請いただければ、どなたでも無料で使用可能です。

Q.ロゴマークにあるメッセージは好きな文言に変えられますか？

A.ダウンロードいただいたロゴマークのメッセージのみ使用いただけます。メッセージ内容を変更して使用していただくことはできません。

Q.どういった使い方はしてはいけないのですか？

A. **【使用禁止具体例】**

商品やサービスに関連付けて使用する場合

例/当該企業団体の紹介冊子、当該企業団体のホームページ、商品およびそのパッケージ、企業広告および商品広告を含む広告類（ポスター・チラシ類、テレビCM、新聞広告、雑誌広告、ダイレクトメール等）、販売促進用として作成されたグッズ（粗品、ノベルティグッズ）、リース・レンタル品、サービスマークとしての使用、その他商品に準ずるものには使用できません。

Q.メッセージ付きロゴマークを商品パッケージの裏面につけることは可能でしょうか？

A.商品パッケージの裏面であっても商用利用にあたるため、使用できません。

Q.個人製作の物品にメッセージ付きロゴマークを使用して、フリマアプリなどで販売しても良いのでしょうか？

A.個人・法人問わず商品にメッセージ付きロゴマークを掲載して販売を行うことは禁止しています。このような行為は発見次第、販売差し止め等をお願いすることがありますのでご注意ください。

(使用場所)

Q.商店街ののぼり旗などにメッセージ付きロゴマークを入れても良いでしょうか？

A.メッセージ付きロゴマークをつけて、地域を盛り上げていただくことは可能です。のぼり旗は企業広告や商品・サービスの販促を内容とするものを除いて使用できます。ガイドラインに定められている使用ルールに従ってご活用ください。

Q.スーパーや商業施設ののぼり旗、チラシ掲載や店頭サイネージなどで使用できますか？

A.のぼり旗は企業広告や商品・サービスの販促を内容とするものを除いて使用できます。チラシやサイネージなど広告物には使用できません。ガイドラインに定められている使用ルールに従ってご活用ください。

Q.イベントに使用することはできますか？

A.機運醸成関連非営利イベントの告知物や会場掲出物に使用できます。企業広告や商品・サービスに関連づけた制作物には使用できませんので、ガイドラインに定められている使用ルールに従ってご使用ください。

Q.電車、ラッピングバスなどに使用できますか？

A.電車・バスなどに使用する場合は、当協会にご相談をお願いします。

Q.海外での使用はできますか？

A.日本国内だけではなく、海外でもご使用いただけます。加えて、適用される国及び地域の著作権法その他知的財産に関連する法規に違反しないようにご使用ください。

Q.旅行パンフレットに使用できますか？

A.旅行パンフレットは商品・サービスの販促を内容とするものになりますので、ご使用いただくことはできません。

Q.個人が SNS などアイコン画像に使用できますか？

A.個人であれば使用可能ですが、団体としては使用できません。ガイドラインに定められている使用ルールに従ってご活用ください。

(申請・その他)

Q.使用申請は回数に制限がありますか？

A.何度でも申請は可能です。申請した内容(目的、期間等)の範囲内であれば継続して使用いただくことは可能ですが、申請以外の用途や、申請した期間を超えて使用しようとする場合は、再度の申請が必要です。

Q.いつまで使用できますか？

A.大阪・関西万博の閉会日である、2025年10月13日まで使用可能です。